

さつま町地域防災計画新旧対照表

令和6年3月25日

総務課 危機管理係

新	旧
<p>＜ 一般災害対策編 ＞</p> <p style="text-align: center;">第2章 災害予防計画</p> <p>第1節～第15節（略）</p> <p>第16節 輸送体制</p> <p>第1 輸送手段の確保及び関係機関相互の協力</p> <p>1 輸送手段の確保 災害時に被災者や救援物資、資機材等の輸送手段を次のとおり確保する。</p> <p>(1) 自動車による輸送（略）</p> <p>(2) 空中輸送 P 4 9 <u>緊急輸送手段として、ヘリコプターの活用が有効と考えられる場合には、ヘリコプター等の出動を要請するほか、知事に対し自衛隊の派遣を要請する。</u></p> <p>(3) 人力による輸送（略）</p> <p>第17節～第19節（略）</p> <p>第20節 防災知識の普及・啓発</p> <p>第1 住民への防災広報等による防災知識の普及・啓発（略）</p> <p>第2 学校教育・社会教育における防災知識の普及啓発（P 6 2～6 3） 学校教育、社会教育での防災教育の普及・啓発は、次のとおりであるが、台風・豪雨等気象現象等に関する基礎的知識、災害の要因及び避難、救助方法等をその内容に組み入れ、防災教育を徹底する。</p> <p>1 学校教育 幼稚園、小・中学校における学校教育は、映画・ビデオ・川内川水防災河川学習プログラム等の教材を活用するほか、適宜訓練や防災講習等をカリキュラムに組み込むなど、教育方法を工夫し実施する。<u>また、町は、学校において、外部の専門家や保護者等の協力の下、防災に関する計画やマニュアルの策定が行われるよう促すとともに、学校における消防団員等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進に努めるものとする。</u></p> <p style="text-align: center;">第3章 災害応急対策</p> <p>第1節～第7節（略）</p> <p>第8節 災害情報・被害情報の収集・伝達（P 1 0 8～1 1 0） 町災害対策本部が災害情報及び被害報告を迅速、確実に収集し、又は共有、通報、報告するために必要な事項を定め応急対策の迅速を期する。 情報の収集に当たっては、特に住民の生命にかかわる情報を優先し、速報性を重視する。</p>	<p>＜ 一般災害対策編 ＞</p> <p style="text-align: center;">第2章 災害予防計画</p> <p>第1節～第15節（略）</p> <p>第16節 輸送体制</p> <p>第1 輸送手段の確保及び関係機関相互の協力</p> <p>1 輸送手段の確保 災害時に被災者や救援物資、資機材等の輸送手段を次のとおり確保する。</p> <p>(1) 自動車による輸送（略）</p> <p>(2) 空中輸送 地上輸送が不可能な場合には、ヘリコプター等の出動を要請するほか、知事に対し自衛隊の派遣を要請する。<u>(能登半島地震の教訓により、防災基本計画における、空中輸送の有効活用を反映)</u></p> <p>(3) 人力による輸送（略）</p> <p>第17節～第19節（略）</p> <p>第20節 防災知識の普及・啓発</p> <p>第1 住民への防災広報等による防災知識の普及・啓発（略）</p> <p>第2 学校教育・社会教育における防災知識の普及啓発 学校教育、社会教育での防災教育の普及・啓発は、次のとおりであるが、台風・豪雨等気象現象等に関する基礎的知識、災害の要因及び避難、救助方法等をその内容に組み入れ、防災教育を徹底する。</p> <p>1 学校教育 幼稚園、小・中学校における学校教育は、映画・ビデオ・川内川水防災河川学習プログラム等の教材を活用するほか、適宜訓練や防災講習等をカリキュラムに組み込むなど、教育方法を工夫し実施する。<u>(追記：防災基本計画修正に伴う修正)</u></p> <p style="text-align: center;">第3章 災害応急対策</p> <p>第1節～第7節（略）</p> <p>第8節 災害情報・被害情報の収集・伝達 町災害対策本部が災害情報及び被害報告を迅速、確実に収集し、又は共有、通報、報告するために必要な事項を定め応急対策の迅速を期する。 情報の収集に当たっては、特に住民の生命にかかわる情報を優先し、速報性を重視する。</p>

第1 災害情報の収集（P108）

町は、町内の災害情報及び所管に係る被害状況を住民等の協力を得て迅速かつ的確に調査、収集し、県その他関係機関に通報報告する。

一方、消防機関、警察等の防災関係機関においては、必要に応じ、町の災害対策本部に職員を派遣し災害情報の収集に努める。

人的被害の状況のうち、行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要情報であるため、町は、住民登録の有無にかかわらず、当該町の区域（海上を含む。）内で行方不明となった者について、県警察等関係機関の協力に基づき、正確な情報の収集に努めるとともに、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者（行方不明者となる疑いのある者）についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行うものとする。

また、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村又は県（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は直接又は必要に応じ外務省を通じて在京大使館等）に連絡する。

なお、町及び県は、被災者の安否について町民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命にかかわるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。この場合において、町及び県は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係地方公共団体、消防機関、警察機関等と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。被災者の中に配偶者から暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受ける恐れがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居場所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努める。

- 1 収集すべき災害情報等の内容（略）
- 2 災害情報等の収集（略）
- 3 災害情報等の集約、活用、報告及び共有化
 - (1) 町における報告情報の集約（略）
 - (2) 町から県等への報告（略）
 - (3) 情報の優先度及び共有化
 - (4) 県による人的被害情報の集約・調整（P110）

町等が報告した人的被害の数（死者・行方不明者数をいう。）については、県が一元的に集約し、調整を行うものとする。その際、県は、関係機関が把握している人的被害の数について積極的に収集し、一方、関係機関は県に連絡するものとする。当該情報が得られた際は、県は、関係機関との連携のもと、整理・突合・精査を行い、直ちに消防庁へ報告する。

また、県は、人的被害の数について広報を行う際には、町等と密接に連携しながら適切に行う。

なお、県は、要救助者の迅速な把握による救助活動の効率化・円滑化のために必要と認めるときは、「災害時における行方不明者等の氏名等の公表方針」（令和5年3月31日）に基づき町等と連携の上、行方不明者等の氏名等を公表し、その安否情

第1 災害情報の収集

町は、町内の災害情報及び所管に係る被害状況を住民等の協力を得て迅速かつ的確に調査、収集し、県その他関係機関に通報報告する。

一方、消防機関、警察等の防災関係機関においては、必要に応じ、町の災害対策本部に職員を派遣し災害情報の収集に努める。

（追記：防災基本計画修正に伴う修正）

- 1 収集すべき災害情報等の内容（略）
- 2 災害情報等の収集（略）
- 3 災害情報等の集約、活用、報告及び共有化
 - (1) 町における報告情報の集約（略）
 - (2) 町から県等への報告（略）
 - (3) 情報の優先度及び共有化

（新規追加：防災基本計画修正に伴う修正）

報を収集・精査することにより、速やかな行方不明者等の絞り込みに努める。

この際、町は県の公表に際し、以下3項に関する役割を担任する。

- ・市町村域における、死者・行方不明者等に関する情報の収集・精査
- ・死者・行方不明者等に係る住民基本台帳の閲覧制限の有無及び死者に係る遺族等の同意確認
- ・死者・行方不明者等のリストの作成及び県への提供

※同意を確認する遺族等の範囲は、原則として同居の親族とするが、同一生計の親族や事実婚が確認できる配偶者など、状況に応じて判断する。

資料編。災害時における行方不明者等の氏名等の公表方針 P230

第9節～12節（略）

第13節 避難の指示・誘導（P132～133）

第1（略）

第2 地域における避難

1（略）

2 避難指示等の発令（P133）

(1)～(2)（略）

(3) 指定行政機関、指定地方行政機関及び県は、町から求めがあった場合には、避難指示等の対象地域、判断時期等について助言するものとし、県は時機を失することなく避難指示等が発令されるよう、町に積極的に助言するものとする。さらに、町は、避難指示等の発令に当たり、必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等を活用し適切に判断を行うものとする。

< 震災対策編 >

第2章 災害予防計画

第1節～第17節（略）

第18節 防災知識の普及・啓発

第1～第2（略）

第3 学校教育・社会教育における防災知識の普及啓発（P29）

幼稚園、小・中学校における学校教育は、映画・ビデオ・川内川水防災河川学習プログラム等の教材を活用するほか、適宜訓練や防災講習等をカリキュラムに組み込むなど、教育方法を工夫し実施する。また、町は、学校において、外部の専門家や保護者等の協力の下、防災に関する計画やマニュアルの策定が行われるよう促すとともに、学校における消防団員等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進に努めるものとする。

第9節～12節（略）

第13節 避難の指示・誘導（P131～132）

第1（略）

第2 地域における避難

1（略）

2 避難指示等の発令

(1)～(2)（略）

(3) 指定行政機関、指定地方行政機関及び県は、町から求めがあった場合には、避難指示等の対象地域、判断時期等について助言するものとし、県は時機を失することなく避難指示等が発令されるよう、町に積極的に助言するものとする。

（追記：防災基本計画修正に伴う修正）

< 震災対策編 >

第2章 災害予防計画

第1節～第17節（略）

第18節 防災知識の普及・啓発 **（追記：防災基本計画修正に伴う修正）**

第1～第2（略）

第3 学校教育・社会教育における防災知識の普及啓発

幼稚園、小・中学校における学校教育は、映画・ビデオ・川内川水防災河川学習プログラム等の教材を活用するほか、適宜訓練や防災講習等をカリキュラムに組み込むなど、教育方法を工夫し実施する。また、町は、学校において、外部の専門家や保護者等の協力の下、防災に関する計画やマニュアルの策定が行われるよう促す。

青少年、女性、高齢者、障害者、ボランティアなどを対象とする社会教育の場での防

青少年、女性、高齢者、障害者、ボランティアなどを対象とする社会教育の場での防災教育は、県防災研修センター（含 防災出前講座）や公民館等の各種社会教育施設等を活用するなど、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりで、それぞれの属性等に応じた内容や方法を工夫した研修や訓練等に配慮する。・・・（以下略）

第3章 災害応急対策計画

第1節～第7節（略）

第8節 災害情報・被害情報の収集・伝達

第1 情報の収集・伝達（P39）

情報の収集・伝達すべき主なものは、次のとおりであるが、人命危険に関する、情報を優先し、連続性を重視する。

人的被害の状況のうち、行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要情報であるため、町は、住民登録の有無にかかわらず、当該町の区域（海上を含む。）内で行方不明となった者について、県警察等関係機関の協力に基づき、正確な情報の収集に努めるとともに、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者（行方不明者となる疑いのある者）についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行うものとする。

また、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村又は県（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は直接又は必要に応じ外務省を通じて在京大使館等）に連絡する。

なお、町及び県は、被災者の安否について町民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命にかかわるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。この場合において、町及び県は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係地方公共団体、消防機関、警察機関等と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。被災者の中に配偶者から暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受ける恐れがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居場所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努める。

災教育は、県防災研修センター（含 防災出前講座）や公民館等の各種社会教育施設等を活用するなど、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりで、それぞれの属性等に応じた内容や方法を工夫した研修や訓練等に配慮する。・・・（以下略）

第3章 災害応急対策計画

第1節～第7節（略）

第8節 災害情報・被害情報の収集・伝達

第1 情報の収集・伝達

情報の収集・伝達すべき主なものは、次のとおりであるが、人命危険に関する、情報を優先し、連続性を重視する。

（追記：防災基本計画修正に伴う修正）

< 原子力災害対策編 >

第1章 総則

第1節 計画の目的（略）

第2節 定義

1. この計画において用いる用語を次のように定義する。（P1～4）

(1) 原子力災害（略）～(30) 環境放射線監視強化区域（略）

(31) 原子力災害時住民避難支援・円滑化システム（P4）

原子力災害時における住民避難をより円滑にするため、原子力災害時に、防災業務関係者が必要とする様々な情報を自動で集約し、管理・共有するためのシステムをいう。
なお、同システムのうち、住民が避難に際し利用するスマートフォン向けアプリケーションを「原子力防災アプリ」という。

(32) 原子力防災・避難施設等調整システム（略）

第9節 防災関係機関の事務又は業務の大綱

第1 町～第3 さつま町教育委員会（略）

第4 鹿児島県（P11～12）

事務又は業務

(1) 住民等に対する原子力防災に関する知識の普及及び啓発に関すること。

～

(14) 住民等の避難等及び立入制限等に係る市町村への指示要請に関すること。

(15) 原子力災害時住民避難支援・円滑化システムの整備及び運用に関すること。

(16) 避難施設等調整システムを活用したUPZ内の住民、医療機関及び社会福祉施設の避難先の調整に関すること。

(17) 飲食物等の摂取制限及び農林畜水産物の採取・出荷制限等の実施及び解除に係る市町村への指示に関すること。

（・・・以下略）

< 原子力災害対策編 >

第1章 総則

第1節 計画の目的（略）

第2節 定義

1. この計画において用いる用語を次のように定義する。

(1) 原子力災害（略）～(30) 環境放射線監視強化区域（略）

(31) （新規追加：県システム導入による修正）

(34) 原子力防災・避難施設等調整システム（略）

第9節 防災関係機関の事務又は業務の大綱

第1 町～第3 さつま町教育委員会（略）

第4 鹿児島県

事務又は業務

(1) 住民等に対する原子力防災に関する知識の普及及び啓発に関すること。
～

(14) 住民等の避難等及び立入制限等に係る市町村への指示要請に関すること。

(15) （新規追加：県システム導入による修正）

(16) 避難施設等調整システムを活用したUPZ内の住民、医療機関及び社会福祉施設の避難先の調整に関すること。

(16) 飲食物等の摂取制限及び農林畜水産物の採取・出荷制限等の実施及び解除に係る市町村への指示に関すること。

（・・・以下略）

第2章 防災体制

第1節 災害応急対策における対応基準（略）

第2節 防災活動体制

1. 警戒本部体制（略）

2. 対策本部体制

(1) 災害対策本部

第2章 防災体制

第1節 災害応急対策における対応基準（略）

第2節 防災活動体制

1. 警戒本部体制（略）

2. 対策本部体制

(1) 災害対策本部

① 設置（略）

② 所掌事務（P23）

ア～エ（略）

オ 原子力災害時住民避難支援・円滑化システムに関すること。

カ 国への専門家の派遣要請に関すること。

・・・以下略

キ その他必要な事項

3. 緊急時体制（P38）

(1)～(3)（略）

(4) 緊急時体制における災害対策本部の所掌事務

①～③（略）

④ 原子力災害時住民避難支援・円滑化システムに関すること。

⑤ 報道要請に関すること。

・・・略

⑭ その他必要な事項

第3章 原子力災害事前対策

第1節 基本方針（略）

～

第5節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え（略）

第6節 情報の収集・連絡体制等の整備（P41）

1. 情報の収集・連絡体制の整備

(1) 町と関係機関相互の連携体制の整備（略）

(2) 原子力災害時住民避難支援・円滑化システムの整備

町は県、関係周辺市町、その他防災機関が保有する被害情報を取得し、地図にわかりやすく表示することで、迅速な救護活動や避難準備（避難車両や資機材の確保等）活動

① 設置（略）

② 所掌事務

ア～エ（略）

オ （新規追加：県システム導入による修正）

本 国への専門家の派遣要請に関すること。

・・・略

ク その他必要な事項

3. 緊急時体制

(1)～(3)（略）

(4) 緊急時体制における災害対策本部の所掌事務

①～③（略）

④ （新規追加：県システム導入による修正）

⑤ 報道要請に関すること。

・・・略

⑭ その他必要な事項

第3章 原子力災害事前対策

第1節 基本方針（略）

～

第5節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え（略）

第6節 情報の収集・連絡体制等の整備

1. 情報の収集・連絡体制の整備

(1) 町と関係機関相互の連携体制の整備（略）

(2) （新規追加：県システム導入による修正）

(2) 機動的な情報収集体制

・・・略

(6) 関係機関等から意見聴取等できる仕組みの構築

第8節 複合災害に備えた体制の整備

1. ～5.（略）

を可能とするため、原子力災害時住民避難支援・円滑化システムの整備に協力する。

(3) 機動的な情報収集体制

・・・略

(7) 関係機関等から意見聴取等できる仕組みの構築

第8節 複合災害に備えた体制の整備

1. ～5. (略)

6. 住民等への的確な情報伝達体制の整備 (P 47)

町は、複合災害時において、住民等に対して正確な情報を迅速に伝達するため、防災行政無線（屋外同報系による。）、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、原子力防災アプリ、テレビ、ラジオ等を効果的に活用するとともに、インターネット（ホームページ等）や緊急速報（安心安全情報メール等）の多様な媒体の活用体制の整備に努めるものとする。

第13節 住民等への的確な情報伝達体制の整備

1. (略)

2. 情報伝達体制の整備

(1)～(3) (略)

(4) 多様なメディアの活用体制 (P 55)

町は、放送事業者、電気通信事業者、新聞社等の報道機関の協力の下、インターネット（ホームページ、フェイスブック等）、原子力防災アプリ、広報用電光掲示板、有線放送、緊急速報（エリアメール等）の活用等、多様なメディアの活用体制の整備に努めるものとする。

第15節 原子力防災等に関する住民等に対する知識の普及啓発

1. 住民等に対する原子力防災に関する知識の普及啓発 (P 56)

町は、国、県及び九州電力と協力して、住民等に対し原子力防災に関する知識の普及と啓発のため、次に掲げる事項について広報活動を実施するものとする。

(1) ～(9) (略)

(10) 原子力防災アプリに関すること。

(11) その他原子力防災に関すること。

第4章 緊急事態応急対策

第1節 基本方針 (略)

6. 住民等への的確な情報伝達体制の整備 (新規追加：県システム導入による修正)

町は、複合災害時において、住民等に対して正確な情報を迅速に伝達するため、防災行政無線（屋外同報系による。）、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、テレビ、ラジオ等を効果的に活用するとともに、インターネット（ホームページ等）や緊急速報（安心安全情報メール等）の多様な媒体の活用体制の整備に努めるものとする。

第13節 複合災害に備えた体制の整備

1. (略)

2. 情報伝達体制の整備

(1)～(3) (略)

(4) 多様なメディアの活用体制 (新規追加：県システム導入による修正)

町は、放送事業者、電気通信事業者、新聞社等の報道機関の協力の下、インターネット（ホームページ、フェイスブック等）、広報用電光掲示板、有線放送、緊急速報（エリアメール等）の活用等、多様なメディアの活用体制の整備に努めるものとする。

第15節 原子力防災等に関する住民等に対する知識の普及啓発

1. 住民等に対する原子力防災に関する知識の普及啓発

町は、国、県及び九州電力と協力して、住民等に対し原子力防災に関する知識の普及と啓発のため、次に掲げる事項について広報活動を実施するものとする。

(1) ～(9) (略)

(10) (新規追加：県システム導入による修正)

~~(11)~~ その他原子力防災に関すること。

第4章 緊急事態応急対策

第1節 基本方針 (略)

～

第3節 活動体制の確立 (略)

第4節 屋内退避、避難収容等の防護活動

1. 屋内退避、避難収容等の防護活動の実施 (略)

(1)～(7) (略)

(8) 住民等への避難指示
ア～カ (略)

～

第3節 活動体制の確立（略）

第4節 屋内退避、避難収容等の防護活動

1. 屋内退避、避難収容等の防護活動の実施（略）

(1)～(7)（略）

(8) 住民等への避難指示

ア～カ（略）

キ 町民への情報提供（P71）

町は、プレスリリース、ホームページ、原子力防災アプリ等によるあらゆる情報発信手段を活用して事故の状況等について町民への情報提供に努める。

情報提供にあたっては、迅速に行い、内容は、正確かつ簡潔なものとする。

第5節 治安の確保及び火災の予防（略）

～

第8節 救助・救急、消火及び医療活動（略）

第9節 住民等への的確な情報伝達活動

1. 住民等への情報伝達活動

(1)～(4)（略）

(5) 報道機関の協力やインターネット等の活用（P80）

町は、情報伝達に当たって、町防災行政無線、掲示板、広報誌、広報車等によるほか、テレビやラジオなどの放送事業者、電気通信事業者、新聞社等の報道機関の協力を得るものとする。また、安否情報、交通情報、各種問合せ先等を随時入手したいというニーズに応えるため、インターネット、原子力防災アプリ等を活用し、的確な情報を提供できるよう努めるものとする。

キ 町民への情報提供（**新規追加：県システム導入による修正**）

町は、プレスリリース、ホームページ等によるあらゆる情報発信手段を活用して事故の状況等について町民への情報提供に努める。

情報提供にあたっては、迅速に行い、内容は、正確かつ簡潔なものとする。

第5節 治安の確保及び火災の予防（略）

～

第8節 救助・救急、消火及び医療活動（略）

第9節 住民等への的確な情報伝達活動

1. 住民等への情報伝達活動

(1)～(4)（略）

(5) 報道機関の協力やインターネット等の活用（**新規追加：県システム導入による修正**）

町は、情報伝達に当たって、町防災行政無線、掲示板、広報誌、広報車等によるほか、テレビやラジオなどの放送事業者、電気通信事業者、新聞社等の報道機関の協力を得るものとする。また、安否情報、交通情報、各種問合せ先等を随時入手したいというニーズに応えるため、インターネット等を活用し、的確な情報を提供できるよう努めるものとする。

< 資料編 >

2 災害、危険箇所関係

2-2 土砂災害警戒区域等一覧

○急傾斜地 (P 16)

紫尾	急・湯ノ向1, 急・湯ノ向2, 急・湯ノ向3, 急・岩下4, 急・吐合2, 急・小杉田1, 急・荒井手1, 急・荒井手2, 急・下り山1, 急・綾織1, 急・井手原下1, 急・中西1, 急・井手原1, 急・井手原2, 急・井手原3, 急・井手原4, 急・井手原5, 急・井手原6, 急・井手原7, 急・井手原8, 急・井手原9, 急・井手原10, 急・野畑1, 急・大丸3, 急・的場1, 急・的場2, 急・仁田原1, 急・古屋敷3, 急・外園2, 急・湯ノ向4, 急・十良1, 急・浦田2, 急・市王子1, 急・市王子2, 急・下り山2, 急・下ノ原1, 急・荒井手3, 急・仁田原2, 急・仁田原3
----	---

5 消防、水防等関係

5-1 町内危険物施設一覧 (P 51)

(A…水防上最も重要な区間)

河川名	地先名	左右岸の別	位置	延長(m)	備考	水防工法
川内川	さつま町須杭	右岸	27K 800 ~29K 300	656	無堤地区の為、越水(溢水)の恐れあり(越水(溢水)A)	積土俵工
"	"須杭	右岸	29K 800 ~29K 900	134	"	"
"	"山崎	左岸	29K 830 ~29K 900	50	"	"
"	"山崎	左岸	30K 200 ~30K 300	113	"	"
"	"山崎	左岸	30K 500 ~30K 800-90	172	"	"

< 資料編 >

2 災害、危険箇所関係

2-2 土砂災害警戒区域等一覧 (県の追加指定に伴い新たに追加した地区)

○急傾斜地

紫尾	急・湯ノ向1, 急・湯ノ向2, 急・湯ノ向3, 急・岩下4, 急・吐合2, 急・小杉田1, 急・荒井手1, 急・荒井手2, 急・下り山1, 急・綾織1, 急・井手原下1, 急・中西1, 急・井手原1, 急・井手原2, 急・井手原3, 急・野畑1, 急・大丸3, 急・的場1, 急・的場2, 急・仁田原1, 急・古屋敷3, 急・外園2, 急・湯ノ向4, 急・十良1, 急・浦田2, 急・市王子1, 急・市王子2, 急・下り山2, 急・下ノ原1, 急・荒井手3, 急・仁田原2, 急・仁田原3
----	--

5 消防、水防等関係

5-4 重要水防箇所 (A) (川内川河川事務所修正に伴う修正)

(A…水防上最も重要な区間)

河川名	地先名	左右岸の別	位置	延長(m)	備考	水防工法
川内川	さつま町須杭	右岸	27K 800 ~29K 300	656	無堤地区の為、越水(溢水)の恐れあり(越水(溢水)A)	積土俵工
"	"須杭	右岸	29K 800 ~29K 900	134	"	"
"	"山崎	左岸	29K 830 ~29K 900	50	"	"
"	"山崎	左岸	30K 200 ~30K 300	113	"	"
"	"山崎	左岸	30K 200 ~30K 800-90	172	"	"
"	"二渡	右岸	30K 600 ~30K 700	100	"	"
"	"山崎	左岸	31K 000 ~31K 210	290	"	"
"	"二渡	右岸	33K 400 ~33K 800	400	"	"
"	"湯田	左岸	40K 200 ~40K 800+190	1,000	"	"

〃	〃 二渡	右岸	30K 600 ～30K 700	100	〃	〃
〃	〃 山崎	左岸	31K 000 ～31K 210	290	〃	〃
〃	〃 二渡	右岸	33K 400 ～33K 800	400	〃	〃
〃	〃 湯田	左岸	40K 200 ～40K 800+190	<u>1,1</u> <u>80</u>	〃	〃

13 条例、協定等関係
13-7 民間との協定 (P 1 1 1)

○大規模災害時における応急対策に関する協定書 (鹿児島県建設業協会宮之城支部)
○さつま町地区災害復旧に関する覚書 (九州電力株式会社川内営業所)
○大規模災害時における応急対策に関する協定書 (さつま建友会)
○大規模災害時における応急対策に関する協定書 (宮之城建築協会)
○大規模災害時における応急対策に関する協定書 (さつま町給排水事業研究会)
○大規模災害時における被害状況調査の支援協力に関する協定書 (さつま町測量設計連絡会)
○災害時における (L P ガス等) 応急生活物資の供給に関する協定書
(鹿児島県L P ガス協会川薩支部)
○特設公衆電話の設置・利用に関する協定書 (西日本電信電話株式会社鹿児島支店)
○災害発生時におけるさつま町とさつま町内関係郵便局の協力に関する協定
(日本郵便株式会社)

○災害時における物資供給に関する協定 (株式会社ナフコ)
○災害時における指定緊急避難場所及び指定避難所としての使用に関する協定書
(アロン電機株式会
社)
○災害時における物資供給に関する協定書 (NPO 法人コメリ災害対策センター)
○災害に係る情報発信等に関する協定 (ヤフー株式会社)
○防災パートナーシップに関する協定書 (株式会社南日本放送)
○災害ボランティアセンターの設置・運営等に関する協定書
(社会福祉法人さつま町社会福祉協議会)
○災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書 (北さつま農業協同組合)
○災害時における廃棄物処理等の協力に関する協定書
(一般社団法人鹿児島県産業資源循環協会)
○災害時における石油類燃料の供給に関する協定書 (鹿児島県石油商業組合さつま支部)
○災害時における地域の安全確保及び交通等の業務に関する協定書
(株式会社サンプラスワン)
○災害時の医療救護活動についての協定書 (公益社団法人薩摩郡医師会)
○災害時の医療救護活動についての協定書 (薩摩郡歯科医師会)

13 条例、協定等関係
13-7 民間との協定 (未記載協定及び新たな協定による追加)
○大規模災害時における応急対策に関する協定書 (鹿児島県建設業協会宮之城支部)
○さつま町地区災害復旧に関する覚書 (九州電力株式会社川内営業所)
○大規模災害時における応急対策に関する協定書 (さつま建友会)
○大規模災害時における応急対策に関する協定書 (宮之城建築協会)
○大規模災害時における応急対策に関する協定書 (さつま町給排水事業研究会)
○大規模災害時における被害状況調査の支援協力に関する協定書 (さつま町測量設計連絡会)
○災害時における (L P ガス等) 応急生活物資の供給に関する協定書
(鹿児島県L P ガス協会川薩支部)
○特設公衆電話の設置・利用に関する協定書 (西日本電信電話株式会社鹿児島支店)
○災害発生時におけるさつま町とさつま町内関係郵便局の協力に関する協定
(日本郵便株式会社)

○災害時の医療救護活動についての協定書（薩摩郡薬剤師会）

15 その他

15-3 （新規追加：災害対策基本法の修正に基づき、災害時における行方不明者等の氏名等の件の公表方針を添付）

15 その他 P 230

15-3 災害時における行方不明者等の氏名等の公表方針

令和5年3月31日
鹿児島県危機管理防災局

災害時における行方不明者等の氏名等の公表方針

1 趣 旨

災害時における死者・行方不明者等の氏名等の公表について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）（以下「法」という。）の規定の趣旨を踏まえ、以下のとおり公表方針を定める。

2 用語の定義

- (1) 災害：災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害
- (2) 行方不明者：当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いがある者
- (3) 安否不明者：行方不明者となる疑いのある者
- (4) 死者：当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの又は死体は確認できないが、死亡したことが確実な者

3 公表の基準（個人情報の取扱い）

(1) 個人情報の利用目的

法第61条第1項の趣旨を踏まえ、個人情報の利用目的を下記のとおり取り扱うものとする。

① 個人情報取扱事務の名称

- ・ 災害時における死者・行方不明者等のリストの取扱いに関する事務

② 個人情報の利用目的

- ・ 行方不明者及び安否不明者（以下「行方不明者等」という。）の捜索
- ・ 救出・救助活動の効率化・円滑化に資するため、行方不明者等の絞り込みが必要である場合における行方不明者等の氏名等の公表

③ 個人情報の収集先

- ・ 市町村

(2) 行方不明者等

行方不明者等の氏名等は、生存する個人に関する情報であって特定の個人を識別することができる情報である。次の要件をすべて満たす場合は、法の規定の趣旨を踏まえ、氏名等を公表する。なお、公表した後に本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがある特段の事情を把握したときは、その時点から非公表とする。

- ア 氏名等を公表することが、救出・救助活動の効率化・円滑化に資すると見込まれること。
- イ 市町村において住民基本台帳の閲覧制限が措置されていないこと。

(3) 死者

死者に関する情報については、法の対象ではないが、死者に関する情報が、遺族等に関する個人情報になる場合があることから、次の要件をすべて満たす場合に限り、氏名等を公表する。

- ア 市町村において住民基本台帳の閲覧制限が措置されていないこと。
- イ 氏名等を公表することについて、遺族等の同意があること。

【行方不明者等及び死者の公表基準（総括）】

<u>区 分</u>	<u>救出・救助活動の効率化・円滑化に資する</u>	<u>住民基本台帳の閲覧制限</u>	<u>家族(遺族)等の同意の状況</u>	<u>公表・非公表</u>
<u>行方不明者等</u>	<u>○</u>	<u>なし</u>		<u>公表</u>
	<u>○</u>	<u>あり</u>		<u>非公表</u>
<u>死 者</u>		<u>なし</u>	<u>同意</u>	<u>公表</u>
		<u>あり</u>	<u>不同意</u>	<u>非公表</u>

4 被災状況と併せて、公表する情報は、原則として氏名、住所（市町村（大字まで））、性別、年齢又は年代とする。

5 公表方法

報道機関へ情報提供するとともに、県ホームページに掲載する。

6 公表に係る役割分担

- (1) 県 : 死者・行方不明者等情報の一元的な集約、調整
氏名等の公表に係る可否判断

死者に係る遺族等の同意確認（災害の規模・状況に応じて市町村と連携して対応）

氏名等の公表及び公表内容に係る報道対応

(2) 市町村：市町村域における，死者・行方不明者等に関する情報の収集・精査

死者・行方不明者等に係る住民基本台帳の閲覧制限の有無及び死者に係る遺族等の同意確認

死者・行方不明者等のリストの作成及び県への提供

※同意を確認する遺族等の範囲は，原則として同居の親族とするが，

同一生計の親

族や事実婚が確認できる配偶者など，状況に応じて判断する。

(3) 警察本部・第十管区海上保安本部：

人的被害の事実確認，県及び市町村との情報共有

7 その他

(1) 県は，3に定める「公表の基準」のほか，市町村の意向にも配慮し対応する。

(2) この公表方針は，市町村や警察等が独自に公表することを妨げるものではない。

(3) 災害対策基本法第86条の15に基づく安否情報の回答については別途法令等の規定に基づき取扱う。

(4) 令和4年5月13日初版，令和5年3月31日見直し